

基本事件：令和●年(家ホ)第●●●●号 ●●請求事件¹

申立人（基本事件原告） 甲府 花子

相手方（基本事件被告） 甲府 太郎

収入
印紙
500円

秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立書

令和5年●月●日

甲府家庭裁判所 御中

申立人（基本事件原告） 甲 府 花 子 ㊟

上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、民訴法133条の2第2項に基づき、閲覧等制限の申立てをする。

申立ての趣旨

本件記録中の別紙秘匿事項記載部分目録記載の部分について、閲覧若しくは謄写、正本、謄本若しくは抄本の交付又は複製の請求をすることができる者を申立人に限るとの決定を求める。

申立ての理由

甲府家庭裁判所は、令和●年●月●日付けで、申立人の住所につき、秘匿決定をした（令和●年（家口）第●●●●号 秘匿決定申立事件）。²

申立ての趣旨記載の部分には、申立人の住所及び申立人の住所を推知すること

¹ 訴状と同時に提出する場合には事件番号の記入不要

² 秘匿決定の申立てと同時に申し立てる場合には、「申立人は、●●家庭裁判所に対し、令和●年●月●日付けで、申立人の住所及び氏名につき、秘匿決定を申し立てた。」というように、秘匿決定の申立てがある旨を記載する。

ができる事項が記載されている。【推知事項の内容及びそれが推知事項である理由を具体的に記載】【例】申立人の通院先の病院は、住所地から近接した場所に所在しており、病院名が明らかになることで、申立人の住所を推知することができるといえる。

よって、申立人は、民訴法133条の2第2項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、閲覧等の制限をされたく、本申立てをする。

(別紙)

秘匿事項記載部分目録³

(マスキングした書面を添付して特定する方法)

甲第●号証のうち、別添のマスキング部分のとおり

※ 秘匿事項記載部分をマスキングした書面を添付する。

(文字で特定する方法)

1 甲第●号証の記載 1

2 甲第●号証（令和●年●月●日付け原告陳述書）の●ページ●行目の「また、」の次から同●ページ●行目の「しかし、」の前まで

³ 文字で対象文書を特定する場合には、目録には次のとおり記載することが考えられる。

「1 甲第●号証の記載 1

2 甲第●号証（令和●年●月●日付け原告陳述書）の●ページ●行目の「また、」の次から同●ページ●行目の「しかし、」の前まで